

ハンセン病差別の現実から、何を学ぶか。 隔離の島・「長島愛生園」を訪ねる。

「ハンセン病問題基本法」の成立

この6月、ひとつの法律が成立した。

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（略称『ハンセン病問題基本法』）」である。

この法律は前文でつぎのように述べる。

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患者であった者等が 社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びする

ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

法が、かくも厳しい自己批判を行うのは異例である。ハンセン病（かつての「らい病」という呼称は現在では使用されない）の患者が受けた差別と隔離の歴史を、私たちは忘れてはならない。

しかし、これはけっして過去の問題ではない。

今も国内15カ所の療養所には、約3000名の元患者（現在はすでに治癒している）のみなさんが生活している。しかし平均年齢は80歳と高齢である上に、後遺症による重い身体障害を合併したり、長期間にわたって社会から隔離されてきたため、社会復帰は容易ではない。

さらに、古くからのハンセン病に対する誤った考えや偏見も、社会から消えた訳ではない。2003年に熊本で起きた「アイレディース宮殿黒川温泉ホテル」の宿泊拒否事件と、そのあと元患者の方たちに殺到した心ない電話や手紙が物語るように、ハンセン病差別はけっして過去の問題ではないのである。

「今の日本に『差別』なんてまだあるの？」「人権教育なんて必要なの？」という声に出会うことがある。そう思うのならば、ぜひこの現実を見てほしいと思う。

「長島愛生園」を訪ねる

過日、私たちは瀬戸内海に浮かぶ岡山県・長島にある国立ハンセン病療養所「長島愛生園」を訪ねた。

かつてこの島は、一度収容されれば二度と出ることのできない「隔離の島」だった。

本州との最短距離はわずか250mにすぎない。しかしその250mは、ハンセン病患者と社会とを隔てる無限に長い距離だったのだ。

1988年、ようやくこの海峡に「邑久長島大橋」がかけられ、今では誰もが自由に往来できるようになっている。

橋を渡って入った長島の緑は美しく、眼前には瀬戸内海が青く広がっている。しかし、島と海が美しくれば美しいほど、その過酷な歴史が際立って思える。

数十年に及んだ隔離政策の歴史を経てなお、現在も長島愛生園には400名の元患者の方たちが生活しているのだ。



▲邑久長島大橋



▲長島愛生園全景

「ハンセン病」とは

「ハンセン病」とは、らい菌によって引き起こされる感染症の一つである。

かつてこの病気は「らい病」といわれ、不治の病と考えられてきた一方、顔面や手足などの後遺症が時には目立つことから、恐ろしい伝染病のように受け止められてきた。

そのため、わが国では「らい予防法」によって、全ての患者を離島などに設けられた「療養所」に一生隔離するという過酷な政策がとられてきた。「療養所」とは言っても、その実態は「強制収容所」である。

もともとらい菌の毒力は弱く、感染しても発病する事はきわめて稀で、1943年に特効薬のプロミンが開発されてからは確実に治癒するようになった。

今日、隔離政策は医学的無知と偏見にもとづく誤りだったとされている。むしろこの隔離政策こそ、日本の社会にハンセン病は「恐ろしい感染症」であるという誤った認識を植え付ける元凶だったと言える。

そのため、ハンセン病患者とその家族は、長年にわたって差別と偏見にさらされ続けることとなる。

しかし、戦後になって特效薬が開発されたにもかかわらず、日本政府は隔離政策をつづけた。隔離を定めた「らい予防法」の廃止は、実に1996年まで待たなければならなかったのである。

高瀬自治会長のお話

私たちは、入所者でつくる愛生園自治会の会長、高瀬さんにお会いしてお話をうかがうことができた。

高瀬さんは現在、80歳。20代で感染が確認されると、高瀬さんは家族と引き離され、愛生園に強制的に隔離されることになる。

「園に入ると、みな名前を変えさせられました。当時は家族からハンセン病患者が出ると、一家が全員差別の対象になったのです。ですから私たちはみな家族との関係を絶つため、園では別の名前を名乗りました。

園内には納骨堂があります。私たちは死んで骨になっても、故郷の墓に引き取ってはもらえないのです。



愛生園の納骨堂

私も、病気が回復してから家族に社会復帰を相談しました。しかし家族から返ってきた答え

は、「帰ってきてもらっては困る」というものでした。

そもそも、園には子どものいない入所者が多いです。入所者は、子どもを持つことが許されませんでした。男性には断種手術が行われ、女性が妊娠した場合は強制的に墮胎が行われました。ですから「らい予防法」が廃止されても、子どもがいないために老後の面倒を見てくれる家族がないケースも多いのです」

療養所の子どもたち

療養所に収容されたのは大人だけではない。子どもであってもハンセン病とわかると、親元から容赦なく引き離され、療養所に隔離されたのだ。

療養所には学校もあった。愛生園に開設された邑久高校にいらだ新良田教室について、こんな記述が残されている。

教師は白ずくめの予防着、予防ズボン姿で生徒は教職員室への出入りが禁止されていたため、用事がある時は室外に設置してあるペルを用い、

教職員は参考書代金として金銭を受け取ると消毒液に浸し、札は窓ガラスに張って乾かし、答案や作文は消毒箱に入れてから手にするなどの措置がとられていました。（愛生園自治会HPより）

「この閉ざされた療養所の中の学校で、教師の口から語られる『学問の真理』は、あまりに現実とかげ離れていた」と、卒業生である伊波敏男さんは振り返る。

ハンセン病がほとんど感染しない病気であることがわかっていたにもかかわらず、この措置は1973年まで続けられていたのだ。

「人権教育」は、何をめざすのか

この6月、「ハンセン病問題基本法」はようやく遅すぎる成立をみた。だが、問題は今なお残されている。

すでに療養所から社会復帰された元患者も少なくないが、今なお残るハンセン病への偏見のために、多くの方はかつて療養所にいたことを隠して生活している。

だからこそ、偏見を払拭するための社会的な啓発や、学校での人権教育が何より求められているのだ。

広島県のえいしん盈進学園高校の生徒たちは、長年、愛生園の入所者の方々との交流を続けてきた。

交流の後で、ある生徒はこんな感想を書く。

金さんと会うまで、わたしはずっと緊張していました。金さんに病気の後遺症があるのを見たらわたしは目をそらしてしまうのではないかと考えていました。私は、外見にとらわれて臆病になっている自分が嫌でした。

でも実際にお会いしたら、金さんは自分の“おじいさん”のような感じで、わたしの中に出会えた喜びと安心感がめばえました。

金さんは「ハンセン病問題の中で、わたしたちに一番知ってもらいたいことは何ですか」という質問に対して、「ハンセン病の問題だけに限らず、社会的に苦しんでいる人々に対して感情的ではなく、科学的に知ってもらいたい」と言われていました。

わたしたちは周りからの一方的な情報をうのみにして、偏見や差別する心を持つのだらうと思います。だから、自分からちゃんと知ろうと、積極的にその機会を持つことが大切だと感じました。

この生徒の感性が、私たちのめざすべき「人権教育」とは何かを端的に物語っているように思う。